山下医科器械株式会社に「えるぼし」認定通 知書交付

「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律(以下「女性活躍推進法」という)」に基づ く「えるぼし認定」を行いました。

福岡労働局(局長 野澤 英児)では、 山下医科器械株式会社を認定(平成30年1月 12日付け)し、平成30年1月30日、当局で 交付式を実施いたしました。

山下医科器械株式会社の認定段階は「3」 で評価項目すべてを満たしています。



えるぼし認定マーク(3段階目)

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数(5つ全てを満たしている場合は \bigstar 3つ、3つ又は4つであれば \bigstar 2つ、2つ以下であれば \bigstar 1つ)、「える (L)」は、Lady (女性)、Labour (働く、取組む)、Laudable (賞賛に値する) などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子 (平成30年1月30日)